

長崎防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

九州防衛局達第30号

改正 令和7年1月23日九州防衛局達第1号

長崎防衛支局次長等の専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成19年11月20日

九州防衛局長 原田 実

長崎防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

(通則)

第1条 長崎防衛支局長（以下「支局長」という。）の決裁事項についての専決及び代決は、別に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(定義)

第2条 この達において「専決」とは、常に支局長に代わって支局長の決裁事項のうち特定事項について決裁することをいい、「代決」とは、支局長又は専決すべき者が出張、休暇その他の理由により不在であって、かつ、当該事項が至急に処理されなければならない場合にそれらの者に代わって当該事項について決裁することをいう。

(専決事項)

第3条 次長の専決事項は、別表第1のとおりとする。ただし、特に重要なものを除く。

2 課長の専決事項は、別表第2のとおりとする。ただし、重要なものを除く。

(代決)

第4条 代決を行うことができる者は、別表第3のとおりとする。

2 代決を行った者は、速やかにその権限を有する者に報告又は通知しなければならない。

附 則

この達は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この達は、令和7年2月1日から施行する。

別表第1 次長専決事項

1 各課に関する事項

号 数	事 項
1	職員（次長、首席検査官、各課長を除く。）の出張伺い（日帰り）及び外勤命令に関すること。

別表第2 課長専決事項

1 各課に関する事項

号 数	事 項
1	超過勤務等の命令に関すること。
2	その他輕易な恒常業務に関すること。

2 総務課に関する事項

号 数	事 項
1	車両操縦の指定に関すること。
2	車両の運行指令に関すること。
3	給食依頼に関すること。
4	委託先の秘密関係社員の名簿に関すること。
5	秘密文書等の接受、複製、制作及び貸与に関すること。
6	秘密に係る下請負に関すること。
7	秘密文書等の登録番号の付与に関すること。
8	秘密文書等の制作の外部委託の通知に関すること。
9	秘密文書等の登録及び返納に関すること。
1 0	長崎防衛支局が管轄する委託先の立入禁止区域への立入りに関すること（長崎防衛支局職員を除く。）。
1 1	外国政府職員等の立入手続きに関すること。
1 2	情報流出防止の特別検査の実施報告に関すること。

3 装備課に関する事項

号 数	事 項
1	艦船建造工事進捗状況（進水前、引渡前）報告に関すること。
2	品質プログラム方針事項方針事項の承認通知に関すること。
3	設計審査及び技術審査資料の提出に関すること
4	技術確認試験実施要領書に関すること。
5	現地設置、調整及び試験に関する細部設計書に関すること。
6	下請負承認の申請、通知に関すること。
7	承認用図書等の承認申請書及び承認通知書に関すること。

8	信頼性管理及び型式管理等の承認申請及び承認申請通知に関すること。
9	官給品及び貸与品等の申請に関すること。
10	部品等の相互流用に関すること。
11	官給品の不具合の通知及び空輸依頼に関すること。
12	技術変更提案の軽微な変更に関すること。
13	米国の技術変更提案に関すること。
14	輸入資材等の使用に関すること。
15	管理規定等の進達及び確認通知に関すること。
16	主要工事予定表に関すること。
17	官給困難品調達計画表の処理に関すること。
18	免税仮説明書（サーティフィケーション）の発給に関すること。
19	一括証明に関すること。
20	海上公試に関すること。
21	溶接工技量試験合格証明書に関すること。
22	誓約書（艦船建造に伴う図書等の提出）に関すること。
23	仕様変更に関すること。
24	検印等の確認に関すること。
25	官給品の目的以外使用申請に関すること。

別表第3 代決者

権限を有する者	代 決 者
支局長	次長
総務課長	次長
装備課長	次長